

障生第 2226 号

平成 30 年 3 月 30 日

指定障がい福祉サービス事業所 }  
指定障がい者支援施設 } 代表者様  
指定一般相談支援事業者 }

大阪府福祉部障がい福祉室  
生活基盤推進課長

平成 30 年度報酬改定等に伴う各種手続・届出について（通知）

日頃から本府の障がい福祉行政の推進に御理解、御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

平成 30 年度報酬改定等に伴い、一部のサービスについて加算の新設又は算定要件の見直しがあります。通常、介護給付費の算定に係る届出が必要な基本報酬及び加算については、加算を算定する前月の 15 日までに届出が必要ですが、現時点で国の報酬が告示されていないことを踏まえ、今回新設又は変更される加算については提出期限を延長する取扱いとしますので、御留意ください。

加算の届出に当たって必要な書類等を掲載しましたので、算定を希望される事業者の方は内容を御確認のうえ、期日までに提出をお願いします。

また、平成 30 年 4 月より変更される基準等について、特に事業者のみなさまに御留意いただきたいものについても掲載していますので、併せて御確認ください。

なお、本通知では全ての変更内容を掲載できませんので、各事業者におかれては、厚生労働省のホームページ等を御確認いただき、十分に御検討いただいたうえで、加算の届出をお願いします。

また、お問い合わせ先については、権限移譲が行われている市町村に存する事業所におかれましては、下記の各権限移譲先の市町村（広域事業者課）あてをお願いいたします。

<参考>

- ・ [権限移譲先の指定事務の問い合わせ先について](#)
- ・ [平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定の概要](#)

大阪府 福祉部 障がい福祉室  
生活基盤推進課 指定・指導グループ  
(指定担当)  
TEL : (代表) 06-6941-0351 (内線) 4519、2458

## 1. 基本報酬が見直しされるサービスについて

次のサービスについては、基本報酬の見直しがなされます。

指定を受けている事業所（全事業所）におかれては、必ず平成30年4月13日（金）（消印有効）までに郵送にて必要書類を送付してください。

なお、必要書類については、「6. 届出に必要な書類について」を御参照ください。（以下「6. 必要書類」という。）

### ①就労移行支援

一般就労移行後の定着実績に応じた基本報酬の評価（別紙1①参照）

### ②就労継続支援A型

平均労働時間に応じた基本報酬の評価（別紙1②参照）

### ③就労継続支援B型

平均工賃額に応じた基本報酬の評価（別紙1③参照）

### ④地域移行支援

地域移行実績や専門職の配置等に応じた基本報酬の評価（別紙1④参照）

## 2. 要件が見直しされる加算について

次の加算については、報酬改定により見直しがなされます。見直しにより届出が必要な事業所や、4月から新たに当該加算を算定される事業所は、平成30年4月13日（金）（消印有効）までに郵送にて6. 必要書類を送付してください。

なお、平成29年度に（1）～（3）の加算を算定されている事業所については、見直しによる届出が必須です。

### （1）生活介護に係る加算

#### ①常勤看護職員等配置加算

<改定前> なし・あり

<改定後> なし・あり（Ⅰ）・あり（Ⅱ）

※（Ⅰ）常勤換算で1人以上 （Ⅱ）常勤換算で2人以上（新たに追加）

#### ②リハビリテーション加算

<改定前> なし・あり

<改定後> なし・あり（Ⅰ）・あり（Ⅱ）

※訓練に要する業務量で評価。（Ⅱ）が従来の加算と同じ）

### （2）自立訓練（機能訓練）に係る加算

#### ①リハビリテーション加算

（※生活介護と同じ）

(3) 就労継続支援A型・B型に係る加算

①就労移行支援体制加算

<見直し前> なし・あり

前年度において、就労継続支援A・B型を受けた後就労し、6月以上就労継続している者が利用定員の5%を超えている場合に加算

<見直し後> なし・あり (I)・あり (II)

前年度において、就労継続支援A・B型を受けた後就労し、6月以上就労継続している者が1名以上いる場合に加算

※ (I) 7.5 : 1 の人員体制の事業所 (II) 10 : 1 の人員体制の事業所

(4) 療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助に係る加算

①福祉専門職員配置等加算 (I) (II)

※報酬改定後区分 (I) (II) について、対象職員に公認心理師が追加されたことに伴い算定する場合のみ届出。(就労移行支援については、公認心理師に加えて作業療法士についても、有資格者として評価されるので、これに伴い算定する場合のみ届出。)

### 3. 新設される加算に必要な届出について

報酬改定によって新たに創設される次の加算を4月から新たに算定される事業所は、平成30年4月13日(金) (消印有効) までに郵送にて6. 必要書類を送付してください。

(1) 生活介護に係る加算

①就労移行支援体制加算 ②重度障害者支援加算 ③短時間利用減算

(2) 短期入所に係る加算

①常勤看護職員等配置加算 ②医療連携体制加算 (V)

(3) 自立訓練(機能訓練、生活訓練、宿泊型)に係る加算

①個別計画訓練支援加算 ②就労移行支援体制加算 ③社会生活支援特別加算  
④精神障害者地域移行特別加算 ⑤強度行動障害者地域移行特別加算

(4) 就労移行支援に係る加算

①社会生活支援特別加算

(5) 就労継続支援A型に係る加算

- ①賃金向上達成指導員配置加算 ②社会生活支援特別加算
- (6) 就労継続支援B型に係る加算
  - ①社会生活支援特別加算

- (7) 共同生活援助に係る加算
  - ①看護職員配置加算 ②精神障害者地域移行特別加算
  - ③強度行動障害者地域移行特別加算

※報酬改定により、全サービスの体制等状況一覧に「地域生活支援拠点等」の区分が創設されています。

運営規程に拠点等の機能を担う事業所として各種機能を実施することを規定し、「地域生活支援拠点等」の機能を担う事業所として市町村が認めた事業所を指します。

これに当たらない事業所については、非該当を選択していただくようお願いいたします。

#### 4. 前年度の実績等により見直しが必要な加算の届出について

- 各種加算において、年度毎に算定要件を満たしているかどうかの確認が必要な加算を算定している事業所は、年度当初に事業所において自己点検を行ってください。前年度実績等により4月から変更が生じる事業所については、平成30年4月13日(金) (消印有効)までに郵送にて6. 必要書類を送付してください。(加算区分に変更が無ければ、届出は不要です。)

(例) 人員配置体制加算、視覚・聴覚言語障害者支援体制加算

夜勤職員配置体制加算、夜間支援体制加算等

(前年度平均利用者数が算定に関わる加算)

- 重度障害者支援加算Ⅱについて、施設入所支援の指定を受けている事業所のうち、重度障害者支援加算Ⅱの算定を行っている事業所において、強度行動障害支援者養成研修を受講予定として経過措置の適用を受けている事業所は、平成30年4月13日(金) (消印有効)までに郵送にて6. 必要書類を送付してください。

#### 5. 地域区分の変更に係る届出について

平成30年度より報酬請求に係る地域区分が変更されます。加算の見直し等で届出が必要な事業所については、地域区分も併せて変更してください。(別紙2参照)

なお、報酬改定により、地域区分のみ変更となる事業者におかれては、届出は不要です。

ただし、報酬を請求される際は十分にご注意ください。(誤った地域区分で請求するとエラーとなり報酬が支払われないこととなります。)

#### 6. 届出に必要な書類について

- ①報酬改定に伴う加算届連絡票兼補正書

- ②変更届出書（様式第2号）
- ③指定書の写し
- ④介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書
- ⑤介護給付費（訓練等給付費）の算定に係る体制等状況一覧表
- ⑥「介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書」の提出に関する誓約書
- ⑦82円切手を貼付した返信用定形封筒

大阪府の受付印を押印した上記①、②及び④のコピーを希望される場合は、返信用封筒に入れて返送しますので返送先を明記のうえ同封してください。審査完了後、返送します。返送を希望されない場合は不要です。

- ※ 上記①、④及び⑤は大阪府のホームページよりダウンロードしてください。  
([http://www.pref.osaka.lg.jp/jigyoshido/jiritu\\_top/heisei30nendo.html](http://www.pref.osaka.lg.jp/jigyoshido/jiritu_top/heisei30nendo.html))
- ※ 上記①、④及び⑤は、事業所（同一の事業所番号）ごとに作成し届出。
- ※ 上記⑤については今回変更のあった箇所のみ記載してください。  
(今回変更のない箇所は空欄で構いません。)

## 7. 基準等の変更について

### (1) 居宅介護のサービス提供責任者の評価について

サービス提供責任者の要件のうち「居宅介護職員初任者研修の課程を修了したものであって、3年以上介護等の業務に従事した者」をサービス提供責任者として配置している事業所については、基本報酬が10%減算されます。

### (2) 同行援護の従業者要件について

同行援護の従業者の要件のうち、介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修修了者、居宅介護職員従業者養成研修修了者、居宅介護職員初任者研修修了者、看護師、准看護師、視覚障がい者外出介護従業者養成研修修了者等については、平成30年3月31日までの間は、同行援護従業者養成研修一般課程を修了したものとみなす経過措置は廃止されます。

一方、盲ろう者向け通訳・介助員については、平成33(2021)年3月31日までの間は、同行援護従業者養成研修一般課程を修了したものとみなされます。ただし、この取扱いによる場合は、所定単位数の10%を減算します。

なお、大阪府が実施した「大阪府盲ろう者通訳・介助者養成研修」の修了者については次のような取扱いがあり、所定単位数の10%の減算は不要ですのでご注意ください。

- ・平成23年度以降修了者については、同行援護従業者養成研修一般課程修了証を交付
  - ・平成22年度以前修了者については、同行援護従業者養成研修一般課程相当と認める
- 大阪府以外の自治体が発行した研修を受講した盲ろう者向け通訳・介助員の取扱いについては、研修実施主体の自治体にご確認ください。

(3) 同行援護のサービス提供責任者要件について

同行援護のサービス提供責任者の要件のうち、介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修修了者、居宅介護従業者養成研修1級課程修了者、居宅介護職員初任者研修修了者であって3年以上介護等の業務に従事した者、看護師、又は准看護師のいずれかに該当する者は、同行援護従業者養成研修（一般課程及び応用課程）を修了したものとみなす経過措置は廃止されます。

(4) 行動援護の従業者及びサービス提供責任者の要件について

行動援護の従業者及びサービス提供責任者の要件のうち、行動援護従業者養成研修を未修了の者について、平成30年3月31日まで当該研修を修了したものとみなす経過措置が平成33年（2021年）3月31日まで延長されます。

(5) 施設入所支援について

平成27年3月31日において従来の重度障害者支援加算（Ⅱ）を算定していた事業所については、平成30年3月31日までの間は、強度行動障害支援者養成研修の研修受講計画を作成することで足りるものとする経過措置が平成31年3月31日まで延長されます。

(6) 共同生活援助における個人単位で居宅介護等を利用する場合の経過措置の延長（介護サービス包括型、日中サービス支援型）について

平成30年3月31日までとされている重度の障がい者に係る利用者ごとの個人単位での居宅介護等の利用について、当該経過措置を平成33（2021）年3月31日まで延長されます。また、新たな類型である日中サービス支援型についても、当該経過措置の対象とされます。

(7) 食事提供体制加算について

平成29年度末までの経過措置とされていた食事提供体制加算については、今回の改定では継続することになりました。

(8) 廃止される主な加算について

①緊急短期入所体制確保加算（短期入所）

②就労定着支援体制加算（就労移行）

※就労定着支援が新たに創設されることに伴い廃止。ただし、平成30年9月30日までは、就労定着支援サービス費の算定に代えて、就労定着支援体制加算を算定することも可能。この場合の単位数は、速やかな就労定着支援サービスへの移行を促

進する観点等から、現行の単位数の2分の1にする。

- ③短時間利用減算（就労継続支援A型）
- ④目標工賃達成加算（就労継続支援B型）

## (別紙1) 基本報酬の見直しについて

### ① 一般就労移行後の定着実績に応じた基本報酬の評価 (主な内容)

- ・一般就労への移行実績だけでなく、就職後6か月以上定着したことをもって実績評価し、就職後6か月以上定着した者の割合に応じた基本報酬を設定する。
- ・なお、事業所開設後2年間を経過していない事業所については、現行と同様の基本報酬(報酬算定構造の就労移行支援サービス費のそれぞれ(三)の単位数)を算定する。

### ② 平均労働時間に応じた基本報酬の評価 (主な内容)

- ・就労継続支援A型は、雇用契約を締結し、最低賃金を支払う障がい福祉サービスであることから、労働時間の増加は利用者の賃金増加に繋がることや、労働時間が長いほど、利用者に対する事業所としての支援コストが掛かることから、利用者の1日当たりの平均労働時間に応じた基本報酬とする。
- ・なお、開設後1年間を経過していない事業所については、現行より低い基本報酬(報酬算定構造の就労継続支援A型サービス費のそれぞれ(五)の単位数)を算定する。
- ・基本報酬の区分は前年度の実績により決定するが、新規事業所については、開設後6か月間の実績を以て基本報酬区分の変更を認める。

### ③ 平均工賃に応じた基本報酬の評価 (主な内容)

- ・就労継続支援B型は、障がい者が地域で自立した生活を送ることができるように、利用者に支払う工賃の水準が向上するために必要な支援を行うことが重要であることから、事業所が障がい者に支払う平均工賃月額に応じた基本報酬とする。
- ・1月当たりの平均工賃月額を算出するに当たり、障害基礎年金1級受給者が利用者の半数以上いる場合については、平均工賃月額に2千円を加えた額を報酬評価上の事業所の平均工賃月額とする。
- ・なお、開設後1年間を経過していない事業所については、現行より低い基本報酬(報酬算定構造の就労継続支援B型サービス費のそれぞれ(六)の単位数)を算定する。
- ・基本報酬の区分は前年度の実績により決定するが、新規事業所については、開設後6か月間の実績を以て基本報酬区分の変更を認める。

### ④ 地域移行実績や専門職の配置等に応じた基本報酬の評価 (主な内容)

(イ) 地域移行支援サービス費 (I)

(ロ) 地域移行支援サービス費 (II)

※ 地域移行支援サービス費 (I) を算定する事業所の要件

具体的には下記の要件を評価する。

- (1) 当該事業所において、前年度地域移行の実績を有すること。

(2) 次の要件のうちいずれかを満たすこと。

①従業者のうち1人以上は社会福祉士又は精神保健福祉士であること

②相談支援専門員のうち1人以上は、精神障害者地域移行・地域定着支援関係者研修の修了者であること

(3) 1以上の障がい者支援施設又は精神科病院等（地域移行支援の対象施設）と緊密な連携が確保されていること。

## 厚生労働大臣が定める一単位の単価について【障がい福祉サービス】平成30年度以降

	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
居宅介護	11.20	10.96	10.90	10.72	10.60	10.36	10.18	10.00
重度訪問介護								
同行援護								
行動援護								
療養介護	10.00							
生活介護	11.22	10.98	10.92	10.73	10.61	10.37	10.18	
短期入所	11.20	10.96	10.90	10.72	10.60	10.36		
重度障害者等包括支援	11.20	10.96	10.90					
施設入所支援	11.32	11.06	10.99	10.79	10.66	10.40	10.20	
自立訓練(機能訓練)	11.18	10.94	10.89	10.71	10.59	10.35	10.18	
自立訓練(生活訓練)								
就労移行支援								
就労継続支援A型	11.14	10.91	10.86	10.68	10.57	10.34	10.17	
就労継続支援B型								
就労定着支援	11.2	10.96	10.90	10.72	10.60	10.36	10.18	
自立生活援助								
共同生活援助	11.60	11.28	11.20	10.96	10.80	10.48	10.24	
一般相談支援	11.20	10.96	10.90	10.72	10.60	10.36	10.18	
※基準該当事業所は上記単位数単価に0.85を乗じて算定した額。								

大阪府内市町村の地域区分（※下線は平成30年より区分が変わる市町村）

2級地：大阪市

3級地：守口市 大東市 門真市

4級地：豊中市 池田市 吹田市 高槻市 寝屋川市 箕面市

5級地：堺市 枚方市 茨木市 八尾市 松原市 摂津市 高石市 東大阪市 交野市

6級地：岸和田市 泉大津市 貝塚市 泉佐野市 富田林市 河内長野市 和泉市 柏原市 羽曳野市 藤井寺市 泉南市 四條畷市 大阪狭山市 阪南市 島本町 豊能町 能勢町 忠岡町 熊取町 田尻町 岬町 太子町 河南町 千早赤坂村

7級地：なし

その他：なし